

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 20 日

株主および登録株式質権者各位

札幌市東区東苗穂 2 条 3 丁目 4 番 48 号
総合商研株式会社
代表取締役会長 加藤 優

本公告は、株券電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預託されていない株主の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座（注）」に関する重要なお知らせです。

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下、「決済合理化法」といいます。）の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日における、同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等（証券保管振替制度をご利用されていない株主様および登録株式質権者様）について、同法の施行日以後遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項各号に定める事項（開設した特別口座、および当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項）を特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段に定める口座の開設の申出を次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社

以上

（注）「特別口座」とは、株券電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。

なお、既に証券会社等を通じて株式会社証券保管振替機構に株券を預託している株主および登録株式質権者各位につきましては、決済合理化法の施行日後に、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。